

## たんごのぼり 端午の 幟 節句



端午にショウブとヨモギを投げ上げる(大川瀬)  
ショウブは現在も端午節句の象徴です

「子供の日」はもともと旧暦5月5日(端午)の節句が昭和23年に新暦で国民の祝日とされたものです。端午は古代中国に由来する五節句のひとつで、ショウブ(菖蒲)やヨモギ(蓬)をもちいた初夏えきびょうの疫病払いの祭日でした(市史第9巻民俗編)。我が国へは奈良時代には伝来しており、特に武家の社会ではショウブが尚武しょうぶさらには勝負に通じるために特別な日とされ、そこから男子の健やかな成長を願う祝いの日になりさらに「子供の日」となりました。

市史第4巻近世資料の363号史料は江戸時代の端午の節句がうかがえる貴重な文書です。この史料は天保八(1837)年一月に広野地区の大庄屋クラスの家で生まれた男の子の誕生と初節句の祝いの目録です。それによると初節句は「幟り節く」(幟節句)と記されており、当時の端午の節句が幟を立てて祝う日であったことがうかがえます。この幟こいが現代の鯉のぼりにつながります。親戚からと思われる祝いの品としては現金や扇子のほかに「幟り人形」や「幟り人足」などが記されています。これらは人物が描かれた幟のことと読めますが、数の単位が「ひとつ」ですので、現在で言う五月人形を指す可能性も考えられます。目録にはそれぞれの姿も記されており、このうち幟人形三つは、陣羽織をきた太閤(豊臣)秀吉や弓矢を携えた大将など、いずれもいわゆる武者人形の姿であったことがわかります。このことは武家から始まった「尚武」の風潮が、一般の人々にもひろがっていたことを示しており、武士を頂点とした身分制にも関わらず、生活習俗面では身分を越えた波及や融合が行われていたことがうかがえます。

またそれぞれの幟人形には受け取った側で推定したと思われる値段も記されており、これらの人形が購入商品であったことや、おそらくは内祝いに相当するお返しや贈答が金銭価値を基準に行われていたことも推測でき、生活面での貨幣経済の浸透を考える上でも興味深い資料です。